

平成 28 年 10 月 3 日

各部局次課室長

市 長

平成 29 年度予算編成方針について（通知）

平成 29 年度予算について別紙のとおり予算編成方針を定めたので、桑名市予算の編成及び執行に関する規則第 6 条に基づき、必要な書類を作成のうえ、財政課長を経て総務部長へ提出すること。

記

- | | | |
|--------------------|---------------|-----------|
| 1 一次分 | 入力期限 | 10月18日（火） |
| | 資料提出期限 | 10月19日（水） |
| 2 二次分
（特別会計を含む） | 入力期限 | 11月 8日（火） |
| | 資料提出期限 | 11月 9日（水） |
| 3 提出部数 | 予算編成要領を参照のこと。 | |

平成 29 年度 予算編成方針

1. 予算編成にあたって

1 市財政の現状

平成 27 年度決算は、政府の経済政策による景気の回復や消費税増税の効果によって、相当の歳入の伸びがあったことや、予算編成時において各部局が歳出の削減に取り組んだことにより、経常収支比率は 97.1%となり、前年度から 2.6 ポイントの改善が図られた。また、基金残高については、財政調整基金が 38 億 8 千万円余となり、前年度から 5 億 2 千万円余の増加、減債基金は 3 億 8 千万円余となり、前年度から 3 億 3 千万円余の増加となるなど、平成 27 年度決算において、財政状況は一定の改善が図られた。

2 今後の見通し

平成 27 年度から普通交付税の特例措置である合併算定替の段階的縮減が始まっているが、平成 28 年度の影響額は 2.8 億円余の減少であった。この影響額は年々大きくなり、平成 29 年度は 5 億円程度の減少が見込まれる。

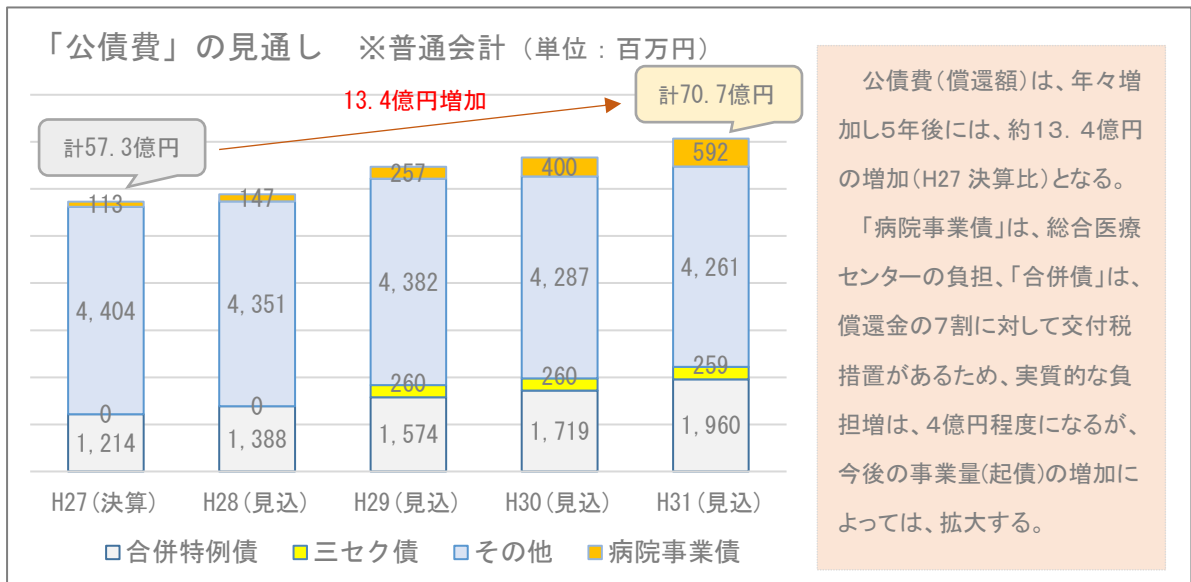
一方、歳出では、平成 28 年度に予定している土地開発公社の解散に伴い発行する「第三セクター等改革推進債」の償還が、平成 29 年度から始まる。この地方債は交付税措置がなく、償還額のすべてを一般財源で賄う必要があり、その額は年間 約 2.6 億円*となる見込みである。歳入歳出の見通しは、非常に厳しい局面を迎えようとしている。

(* 9 月補正後予算額ベース)

3 課題

これまでも述べてきたように、本市の財政構造における課題は、「高い経常収支比率」と「現金残高の不足」であり、その結果、ここ数年、投資的経費が抑制されていることが挙げられる。

持続可能なまちづくりを行うため、今後も継続した経常経費の削減と歳入の確保、財政構造の改革に取り組み、適切な投資的経費の確保を行わなければならない。



2. 予算編成方針について

1 基本方針

平成 29 年度の予算編成は、今後見込まれる一般財源の減少や公債費の増大による危機的な財政状況の到来を想定し、手を緩めることなく、継続して「財政健全化の取組み」を押し進めていくこととする。

一方で、平成 30 年 4 月の新病院開院に向け多額の予算が必要となるため、厳しい財政収支見通しの中、財源の確保と集中を図らなければならない。

<基本方針>

(1) 継続した財政健全化の取組み

継続した経常経費の削減と歳入の確保、持続可能な財政構造への改革

(2) 投資的経費の確保と集中

適切な投資的経費の確保と集中による、持続可能なまちづくりの実現

2 編成方針

(1) 予算総額の上限（一般財源総額）について

一般会計歳出予算の一般財源総額の上限額は、次のとおりとする。

一次予算 233.0 億円以内（前年度比▲1.0% [H28：235.3 億円]）

二次予算 91.5 億円以内（前年度比▲1.3% [H28：92.7 億円]）

なお、歳入予算における繰越金はゼロ（0 円）とし、財政調整基金の確保を念頭に置き、財政調整基金からの繰入は、13 億円程度とする。このため、前年度マイナス分（2 億円）を他の歳入で賄えない場合は、相当額の歳出予算を削減する必要があることに留意すること。

※「繰越金＋財政調整基金繰入金」H29：13 億円（前年度比▲2 億円 [H28：15 億円]）

(2) 予算要求について

一次予算は、款別に配分する枠内で行うこととし、増額が見込まれる場合は、いずれかの科目で必ず減額し調整を図ること。また、予算は、一次・二次の総額で編成されることから、一次が増えれば二次の総枠が減ることに留意すること。

なお、要求にあたっては、各部主管課で取りまとめを行い配分枠内に調整すること。配分額が達成できない場合は、相当額の査定を行うことに留意すること。

(3) 財源の確保について

事業の実施にあたっては、補助事業の活用など、財源の確保を念頭に要求を行うこと。特に、後年度に生じる負担に備えるため、使用料収入の増収分や広告事業収入等の臨時的な収入は、一定額を基金に積立てるなど、計画性を持った事業展開を図ること。

(4) 事業の改廃について

事業の成果を検証し、目的が達成されたもの、効果が乏しいものは、積極的に廃止すること。また、内容、目的等が部局を超えて類似している事業については、積極的に統合すること。

今後立案する事業のみならず、現在実施している事業についても、本来、市が主体となって事業を実施すべきかを検証したうえで、要求すること。

(5) 県財政の動向について

県財政の健全化に向けた集中取組に伴う影響に留意すること。特に、県の補助事業については、財源が確実なもののみ予算計上すること。それ以外については、6月補正予算対応とする。

また、県事業が廃止・縮減となる場合は、その方向性に合わせて、事業を廃止・縮減すること。

(6) 地方債について

本来、元金償還額を発行額の上限とするところであるが、平成29年度は、病院整備及び駅周辺整備事業において、多額の起債を見込まなければならないため、上限の設定はしない。ただし、後年度の負担を考慮し、その他の起債については、大幅に抑制し、合併特例事業債、臨時財政対策債以外の起債については、5,000万円以下とする。

なお、地方債は、後年度の負担(償還)が生じることを十分に認識し充当すること。

(7) 賃借土地建物の取り扱いについて

一昨年から取り組んでいる賃借土地建物の取り扱いについては、引き続き契約解除へ努力をすること。

なお、契約解除に当たって、原状復旧等に必要な費用については、補正予算もしくは当初予算(二次分)に計上し、早期に解除手続きを進めること。

(8) 補助金の取り扱いについて

運営費補助金の事業補助金化(補助率は原則2分の1以内)について引き続き進捗を図ること。また、運営費補助金については、廃止年度を視野に入れて、要求すること。

(9) 臨時的任用職員の取り扱い

臨時的任用職員については、長期休職や産育休等職員の代替として、または、時期的もしくは臨時的に集中する事務を補うための任用以外は認めない。

また、現在、採用している臨時的任用職員についても、業務の状況から雇用の必要性を検証し、必要な場合であっても、複数所属の事務の兼任や、短時間勤務への切り替えを進め、業務量に見合った任用とすること。